

白浜町

くらしの便利帳



-Shirahama Town-

目次

白浜町の概要 P1

白浜町役場案内 P2

- 問い合わせ窓口 P2
- 町からの情報配信 P3

もしものときは P4

- 防災 P4
- 火災・救急 P6
- 休日診療・救急相談 P7

届出・証明 P8

- 戸籍の届出 P8
- 住民登録 P9
- 印鑑登録 P10
- 各種証明書の申請と手数料 . . . P11
- マイナンバーカード P11

税金 P12

- 町税の種類 P12
- 納税について P13
- 町税に関する証明・閲覧 P14

医療・国民年金 P15

- 国民健康保険 P15
- 後期高齢者医療制度 P16
- 医療費助成制度 P17
- 国民年金 P19

健康・福祉 P20

- 健診 P20
- 介護保険 P20
- 高齢者福祉 P22
- 障害者福祉 P24

子育て・教育 P26

- 子育て支援 P26
- 子どもの手当・各種助成制度 . . P28
- 保育園・幼稚園 P29
- 小学校・中学校 P29

上下水道 P31

- 水道 P31
- 公共下水道 P31

住まいと暮らし P32

- ごみ P32
- 住宅 P33
- 浄化槽・し尿 P33
- 斎場の利用・墓地 P34
- ペット P35
- 自治会 P36
- コミュニティバス P36

各種相談 P37

施設案内 P38

- 文化・教育施設 P38
- スポーツ施設 P38
- 温泉施設 P39

白浜町役場各課直通電話番号 P40

この冊子には、令和7年5月現在の行政情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

白浜町の概要

白浜町は平成18年3月1日に、旧白浜町と旧日置川町が合併し、新しく誕生しました。紀伊半島の南西部に位置し、北は田辺市、東は上富田町、南はすさみ町に隣接しています。豊かな自然に恵まれた海岸線はリアス式海岸で、三段壁、千畳敷、円月島などの景勝地が散在しています。世界遺産の熊野古道「大辺路」もあり、「南紀熊野ジオパーク」「吉野熊野国立公園」に指定されている風光明媚な観光地です。

高速道路の南進化により、京阪神方面からのアクセスも良くなりました。空の玄関口としては、南紀白浜空港があり、東京・白浜間は約1時間で結ばれ、1日3便運航しています。



◆町のキャッチフレーズ

輝きとやすらぎと交流のまち白浜 ～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～

◆町の花・木・鳥

花	はまゆう
木	さくら
鳥	しらさぎ

◆位置と地勢

位置 (白浜町役場)	東経	135度20分53秒
	北緯	33度40分41秒
面積	200.99 km ²	

◆人口の推移 (各年4月1日現在)

	世帯数	男	女	合計
令和4年	11,042	9,760	10,831	20,591
令和5年	1,1124	9,669	10,697	20,366
令和6年	1,1060	9,465	10,510	19,975
令和7年	1,1034	9,286	10,330	19,616

◆友好・姉妹都市提携

平成12年7月20日	姉妹浜・ワイキキビーチ (アメリカ合衆国・ハワイ州)
平成16年2月13日	友好都市・ホノルル市 (アメリカ合衆国・ハワイ州)
平成21年6月30日	友好都市・果川市 (大韓民国・京畿道)
平成29年10月24日	友好都市・泰安郡 (大韓民国・忠清南道)



白浜町役場案内

● 問い合わせ窓口

窓口がわからないときは、白浜町役場代表(☎0739-43-5555)までお問い合わせください。

◆くらし・手続き

問い合わせ内容	窓口	電話番号
戸籍の届出（結婚・出生・死亡など）	住民保健課住民係	☎43-6585
住民登録（住所変更・世帯変更など）		
印鑑登録・印鑑証明		
戸籍謄本・住民票などの写し		
マイナンバーカード		
税金	税務課課税係	☎43-6584
町営墓地、埋火葬・改葬	生活環境課生活環境係	☎43-6586
ペット		
し尿のくみ取り		
ごみ	生活環境課清掃センター	☎45-3800
上水道事業全般・水道使用料	上下水道課	☎45-2000
下水道事業全般・下水道使用料		
町営住宅	建設課都市計画係	☎43-6589
道路・河川	建設課監理係	
自治会	総務課企画政策係	☎43-6598
ケーブルテレビ	総務課情報推進係	☎43-5703

◆医療・介護

問い合わせ内容	窓口	電話番号
国民健康保険	住民保健課医療保険係	☎43-6585
後期高齢者医療制度		
医療費の助成		
各種健診、健康づくり	住民保健課健康推進室健康増進係	☎43-0178
国民年金	住民保健課住民係	☎43-6585
介護保険	民生課介護保険係	☎43-6593
高齢者福祉（介護相談、介護サービスなど）	民生課地域包括支援センター	☎43-6596
障害者福祉（手帳の交付、手当やサービスなど）	民生課福祉係	☎43-5702

◆子育て・教育

問い合わせ内容	窓口	電話番号
母子健康手帳、乳幼児健診、予防接種	住民保健課健康推進室母子保健係	☎43-0178
妊産婦・乳幼児サポート（子育て教室など）		
子ども医療費の助成	住民保健課医療保険係	☎43-6585
児童手当・児童扶養手当	住民保健課住民係	
子育てサポート（一時預かりなど）	民生課幼児対策室	☎43-6594
保育園・幼稚園		
小学校・中学校	教育委員会総務学事係	☎43-5830
学童保育		
スポーツ施設の利用		
公民館	中央公民館	☎42-2269
	日置川拠点公民館	☎52-2660
図書館	図書館本館	☎43-2922
遊戯室の利用	児童館	☎45-2117

◆産業

問い合わせ内容	窓口	電話番号
観光全般（イベントなど）	観光課観光商工係	☎43-6588
公衆浴場・公園施設	観光課公園施設係	
農林水産業全般、有害鳥獣	農林水産課振興係	☎45-0009

◆防災・消防・交通

問い合わせ内容	窓口	電話番号
防災（ハザードマップなど）、防災行政無線	地域防災課	☎43-5570
救命講習、消防団	消防本部	☎43-0119
コミュニティバス（日置川地域）	日置川事務所住民福祉係	☎52-2300

◆行政

問い合わせ内容	窓口	電話番号
情報公開、選挙	総務課庶務係	☎43-6583
議会の傍聴、議会広報など	議会事務局	☎43-6591
町広報、町ホームページなど	総務課企画政策係	☎43-6598

町からの情報配信

☎総務課企画政策係 ☎43-6598

☎地域防災課地域防災推進係 ☎43-5570

町民の皆さんに、行政、行事、町の話題などをお知らせするため、広報やホームページ、SNSなどで情報を配信しています。

<p>■町広報「広報白浜」 毎月発行し、ご自宅などに配布しています。 白浜町のホームページでもPDF版をご覧いただくことができます。</p>	<p>■白浜町ホームページ http://www.town.shirahama.lg.jp/</p> 
<p>■白浜町公式アプリ「白浜町C i P P o」（無料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ収集日のお知らせやごみ分別方法の検索 ◆避難所の場所や経路の確認 ◆気象警報や避難情報、防犯情報等をお知らせ（しらはま安全安心メールで配信されるものと同じ内容） <p>ぜひダウンロードし、ご活用ください。</p>	 <p>APP Store</p>  <p>Google Play</p>
<p>■白浜町公式Instagram 「insta_shirahama」 白浜町の写真には #insta_shirahama を！</p> 	<p>■白浜町公式Facebook 「Today's shirahama」と題し、定期的に配信しています。 https://www.facebook.com/shirahamatown</p> 
<p>■白浜町消防本部公式Instagram 「shirahama_fd119_wakayama」 消防本部のイベントや訓練風景などを配信しています。</p>	
<p>■FM放送局「FMビーチステーション」 白浜町には、地域に密着したニュース、行政情報、生活情報、防災情報などをお届けするFM放送局があります。下記の時間に行政情報を放送しています。</p> <p>◇周波数 76.4MHz ◇放送時間 毎週月～金曜日 午前9時00分～9時09分、午後0時50分～0時59分、午後6時50分～6時59分</p>	

もしものときは



防災

◆防災の心得

- 1 防災意識と行動力を身につけて、災害に強い家庭や地域をつくりましょう。
- 2 自宅の近くにある災害時の避難場所・経路を確認しておきましょう。
- 3 災害に備え、食料、水、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類等を準備しておきましょう。
- 4 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策を行うなど、わが家の安全チェックをしておきましょう。
- 5 災害時は、慌てず落ち着いて行動しましょう。
- 6 急病やけがに備え、応急手当を学びましょう。

項目	内容
防災行政無線	<p>防災気象情報や避難についての情報などを防災行政無線にて町内各地域に設置した屋外スピーカーから放送します。</p> <p>放送時には窓を開けるなど、少しでも聞きやすい環境づくりをお願いします。また、戸別受信機の貸与も行っていますので、聞こえづらい場合などはお問い合わせください。</p>
白浜町防災情報案内サービス	<p>固定電話や携帯電話等から防災情報、防犯情報等を確認できるサービスです。電話をかけると、防災行政無線の放送など、録音された情報が自動的に再生されます。</p> <p>事前に電話機などの電話帳に番号を登録しておくとう便利です。</p> <p>【白浜町防災情報電話（自動再生）】 ☎050-5433-9158※通話料がかかります。</p>
しらはま安全安心メール	<p>携帯電話やパソコンの電子メールを通じ、白浜町から防災気象情報や避難についての情報、防犯情報などを一斉に配信するサービスです。</p> <p>下記のメールアドレス宛に空メールを送信していただき、届いたメールの案内に沿って登録してください。</p> <p>【アドレス】 bousai.shirahama-town@raidan2.ktaiwork.jp ※ご利用は無料ですが、通信料が別途かかります。</p> <p>QRコードを読み取っていただくとメールアドレスが表示されます。</p> 
和歌山県防災ナビ	<p>和歌山県が提供する、災害時に的確な避難を行っているための防災アプリケーションで、GPS機能による近くの避難場所や避難ルート確認機能などを備えています。</p> <p>※ご利用は無料ですが、アプリケーションのダウンロード、利用時の通信料が別途かかります。</p> <p>QRコードからダウンロードできます。</p> 

◆町が開設する避難所

台風や大雨の際の緊急避難先として、また、風水害や地震・津波等の発生時には、危険が去ったあとに避難生活をする場所として、各施設に避難所を開設します。町が開設する避難所は次のとおりです。

施設名	住所
白浜第一小学校	白浜町196番地
白浜町中央公民館	白浜町1130番地の9
白浜第二小学校	白浜町2234番地
白浜中学校	白浜町2601番地
西富田小学校	白浜町才野47番地
富田中学校	白浜町栄320番地
特別養護老人ホーム百々千園	白浜町中1652番地
白浜町清掃センター	白浜町保呂749番地
白浜町上下水道課庁舎	白浜町平956番地
児童館・町立体育館	白浜町十九淵226番地の12
富田小学校	白浜町十九淵545番地
旧椿小学校（震災時）	白浜町椿316番地
養護老人ホーム椿園	白浜町椿1059番地の1
椿区民会館（風水害時）	白浜町椿74番地
市江区民会館	白浜町日置1446番地
日置川拠点公民館	白浜町日置980番地の1
住民交流センター	白浜町安宅461番地の1
アンソレイユ日置	白浜町大古11番地の2
田野井会館	白浜町田野井544番地の1
三舞中学校（震災時）	白浜町安居626番地
安居集会所（風水害時）	白浜町安居6番地の1
玉伝区民会館	白浜町玉伝269番地
川添山村活性化支援センター	白浜町市鹿野1100番地

※場所の詳細は「白浜町津波ハザードマップ」「白浜町洪水ハザードマップ」「白浜町土砂災害ハザードマップ」に記載しています。お手元がない場合は、下記までお問い合わせください。

「白浜町津波ハザードマップ」「白浜町洪水ハザードマップ」・・・地域防災課

「白浜町土砂災害ハザードマップ」・・・・・・・・・・・・・・・・建設課

※台風や大雨により避難をする場合は、近くの避難場所に避難してください。施設の受け入れ態勢の確認が必要です。避難する前に白浜町役場までご連絡ください。

※津波からの避難の場合は、まず近くの高台などへ避難し、津波の危険がなくなったことを確認してから避難所へ避難してください。
(令和7年4月現在)

● 火災・救急



問 白浜消防署 ☎ 43-0119
 問 日置川消防署 ☎ 52-3061
 問 和歌山南広域消防指令センター
 ☎ 34-3119

◆ 火災の通報・救急車を呼ぶときは

119番通報すると、和歌山南広域消防指令センターにつながり、必要事項を質問します。通報と同時に出動の準備をしていますので、慌てず、落ち着いて質問に答えてください。

項目	消防指令センター員	あなたが答える内容
①種別	はい。119番です。 火事ですか？救急車の要請ですか？	「救急車（火事、救助）です」
②場所	救急車（消防車）の向かう場所は何町何番地ですか？	「白浜町〇〇（地区名）△△番地です」 ※わからなければ、近くの目標物や施設の名前をあわせてお伝えください。
③状況	救急の場合 「どなたがどうされましたか？」	「〇〇が倒れて意識がありません」 等
	火災の場合 「何が燃えていますか？」	「家の〇〇が燃えています」 等
	救助の場合 「どんな事故ですか？」	「車2台の事故です」 等
④詳細聴取 応急手当等	※必要なことを質問します。 心臓マッサージ（胸骨圧迫）や止血などの応急手当をお願いすることもあります。すでに救急車（消防車）は向かっているので、落ち着いて質問に答えてください。	
⑤通報者の確認	あなたのお名前を教えてください。	〇〇〇〇です。

必ず、白浜町のどこから通報しているか消防指令センター員にお伝えください。統合型位置情報通知システムにより、固定電話やIP電話からの119番通報は、入電と同時にどこから通報されているかわかるようになっていますが、間違いを防ぐために、発生場所、通報場所を確認するようにしています。

携帯電話はある程度の場所を表示しますが、機種や通報場所によって精度が変わります。また、電波を利用しているため、町境や山、海から通報した場合、他の消防署につながる場合があります。通話を転送しますので、切らずに消防指令センター員の指示に従ってください。

◆ 火災予防

すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置および維持が義務付けられています。

住宅用火災警報器の設置や取扱店などに関しては、最寄りの消防署や住宅用火災警報器相談室へご相談ください。

※マンション等で自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている住宅には、設置が免除される場合があります。

問い合わせ先	受付時間
住宅用火災警報器相談室 ☎ 0120-565-911	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時

● 休日診療・救急相談

◆ 休日夜間の医療機関

休日や夜間など、医療機関が休業している場合の急病患者の応急診療を行っています。

問い合わせ先	診療日・受付時間	診療科目
田辺広域休日急患診療所 (田辺市民総合センター内) ☎0739-26-4909	土曜日夜間(祝日・年末年始除く) 午後6時 ~ 9時30分	小児科
	日曜日・祝日・年末年始(12/30~1/3) 午前9時30分 ~ 11時30分 午後1時 ~ 4時 (年末年始は午後5時まで)	内科 小児科 歯科

上記以外の診療については、周辺の医療機関(下記参照)が当番制で行っています。その日の当番病院で診療を受けてください。

問い合わせ先	備考
紀南病院 ☎0739-22-5935	当番病院については、下記にお問い合わせください。 ○和歌山県広域災害・救急医療情報システム ☎073-426-1199 ○白浜町消防本部 ☎43-0119
南和歌山医療センター ☎0739-26-7050	
田辺中央病院 ☎0739-24-5333	
白浜はまゆう病院 ☎0739-43-6200	

◆ 救急相談

休日や夜間のお子さんの急病にどう対処したらいいか判断に迷ったとき。

問い合わせ先	相談受付期間
子ども救急相談ダイヤル ※看護師や必要に応じて医師が対応 ○携帯電話・プッシュ回線 ☎#8000 ○IP電話・ダイヤル回線 ☎073-431-8000	月曜日～金曜日 午後7時～翌日午前9時 土日祝日・年末年始(12/29~1/3) 午前9時～翌日午前9時

かかりつけ医が不在など、どの医療機関に行けばいいかわからないとき。

問い合わせ先	
和歌山県広域災害・救急医療情報システム ○救急時医療機関電話案内(24時間体制) ☎073-426-1199 ※歯科の診療時間外案内は行っていません。 ○インターネットで「わかやま医療情報ネット」を検索	 「わかやま医療情報ネット」



届出・証明

戸籍の届出

☎ 住民保健課住民係	☎ 4 3 - 6 5 8 5
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 0
☎ 椿出張所	☎ 4 6 - 0 0 5 2
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

戸籍に変更があった場合は、期間内に届出をお願いします。

種類	届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
出生届	生まれた日を含めて 14日以内	父または母	父母の本籍地 届出人の所在地(住所地) 生まれたところ	出生届書 母子手帳
死亡届	死亡を知った日から 7日以内	同居の親族 同居していない親族ま たは同居人	死亡者の本籍地 届出人の所在地(住所地) 死亡したところ	死亡届書 届出人の印鑑
婚姻届	届出日から婚姻が成立	婚姻する2人	夫婦いずれかの本籍地 または所在地(所在地 は一時滞在地も含む)	婚姻届書 届出人の本人確認書類
離婚届	【協議離婚】 届出受理により離婚成立	夫と妻	夫婦の本籍地または所 在地	離婚届書 届出人の本人確認書類
	【調停・裁判離婚】 調停成立の日または審 判、判決の確定の日か ら10日以内	【調停】申立人 【裁判】提起者		離婚届書 届出人の本人確認書類 調停調書等

● 住民登録

☎ 住民保健課住民係	☎ 4 3 - 6 5 8 5
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 0
☎ 樺出張所	☎ 4 6 - 0 0 5 2
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

住所の異動や変更等があったときは、期間内に届出をお願いします。
各出張所では、マイナンバーカードに関する手続きは受付できません。

種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 (他の市町村から白浜町へ住所を移したとき)	転入日から14日以内	本人 ※代理人が届出をする場合は、本人の委任状が必要です。	転出証明書（前住所地の市町村発行） 本人確認書類 その他（該当する場合） ・年金手帳（国民年金加入者） ・介護保険受給資格者証明書 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード
転出届 (白浜町から他の市町村へ住所を移すとき)	転出予定日を含む前後14日以内		本人確認書類 その他（該当する場合） ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療保険証 ・介護保険被保険者証 ・医療受給資格者証 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード
転居届 (白浜町内で住所を変更するとき)	新しい住所に住み始めた日から14日以内	本人または同一世帯の方 ※代理人が届出をする場合は、本人の委任状が必要です。	本人確認書類 その他（該当する場合） ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療保険証 ・介護保険被保険者証 ・医療受給資格者証 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード
世帯変更届 (世帯主の変更や世帯の分離等をするとき)	変更のあった日から14日以内		本人確認書類 その他（該当する場合） ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療保険証 ・医療受給資格者証

※届出には窓口で手続きする方の本人確認書類（官公署発行の運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）が必要です。

※外国籍の方はパスポート、在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。

※届出の内容によっては、世帯主の同意書が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

● 印鑑登録



☎ 住民保健課住民係	☎ 4 3 - 6 5 8 5
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 0
☎ 樺出張所	☎ 4 6 - 0 0 5 2
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

白浜町に住民登録されている15歳以上の方は、登録することができます。同一世帯で同じ印鑑は登録できません。印鑑登録手数料は200円です。

申請者		申請に必要なもの	備考
本人が申請する場合	官公署顔写真付きの本人確認書類による登録	登録する印鑑 本人確認書類	即日交付
	保証人による登録	登録する印鑑 保証人の登録している印鑑 保証人の印鑑登録証または印鑑登録証明書	即日交付 ※必ず保証人と申請者本人が一緒にお越しください。
	照会書による登録	【申請時】 登録する印鑑 【回答書を持参するとき】 照会書兼回答書 窓口にお越しなる方の印鑑	後日交付 ※官公署発行の顔写真付きの本人確認書類がない場合、本人確認のため「照会書兼回答書」を郵送します。必要事項を記入の上、持参いただくと登録が完了します。登録完了まで日数がかかります。
代理人が申請する場合		【申請時】 登録する印鑑 委任状（代理人選任届） 代理人の印鑑 【回答書を持参するとき】 代理人の印鑑	後日交付 ※本人確認のため「照会書兼回答書」を郵送します。必要事項を記入の上、持参いただくと登録が完了します。登録完了まで日数がかかります。

※印鑑登録証の紛失、登録印鑑の廃止や変更は、お問い合わせください。

※申請には窓口で手続きする方の本人確認書類（官公署発行の運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）が必要です。

各種証明書の申請と手数料



☎ 住民保健課住民係	☎ 4 3 - 6 5 8 5
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 0
☎ 樺出張所	☎ 4 6 - 0 0 5 2
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

戸籍謄抄本・住民票の写しなどが必要なときは、住民保健課、各事務所、各出張所で写しを取ることができます。郵送で請求する場合は、お問い合わせください。

種類	手数料	申請に必要なもの
戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄・抄本）	4 5 0 円	本人確認書類
除籍全部（個人）事項証明書（除籍謄・抄本）	7 5 0 円	
改製原戸籍謄・抄本	7 5 0 円	
戸籍附票の写し	2 0 0 円	
住民票の写し、住民票記載事項証明書	2 0 0 円	本人確認書類
身分証明書	2 0 0 円	本人確認書類
印鑑登録証明書	2 0 0 円	印鑑登録証

※窓口で請求する場合は、窓口へ来られる方（請求される方）の本人確認書類（官公署発行の運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）が必要です。

※代理人が請求するときは、本人からの委任状が必要です。

コンビニ交付サービス

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の機能があるもの）を利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）で、住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できます。

種類	手数料	申請に必要なもの
住民票の写し	2 0 0 円	マイナンバーカード 暗証番号（利用者証明用電子証明書の4桁）
印鑑登録証明書	2 0 0 円	

※利用可能な時間は午前6時30分～午後11時です。（サーバメンテナンス時は除きます。）

マイナンバーカード

☎ 住民保健課住民係	☎ 4 3 - 6 5 8 5
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 0

マイナンバーカード（個人番号カード）は、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）などが記載されるとともに、本人の写真が表示されたICカードです。

本人確認書類としてもお使いいただけます。申請方法等についてはお問い合わせください。



税金

町税の種類

☎ 税務課課税係	☎ 4 3 - 6 5 8 4
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 0
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

白浜町で取り扱っている町税は次のとおりです。その他、町たばこ税、入湯税などがあります。

種類	納税義務者	申告・届出	取扱窓口
個人町県民税	1月1日現在、町内に住んでいる方や町内に事務所・事業所などの家屋敷を有する方	前年中の収入、所得について、申告受付期間内に申告してください。 ただし、給与収入のみで年末調整が済んでいる方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。	本庁 日置川事務所
法人町民税	・町内に事務所、事業所を設けている法人 ・町内に事務所や事業所はないが、寮などがある法人 ・町内に事務所、事業所、寮などを設けている法人でない社団または財団で代表者の定めのあるもの	事業年度の終了から2カ月以内に確定申告をしてください。	本庁 日置川事務所
固定資産税	1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有している方	・償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、1月31日までに申告してください。 ・1月2日以降に次の異動（予定）がある場合は、届け出てください。 ①住所を変更した場合（白浜町内転居の場合は必要ありません） ②家屋の新增築や取り壊しを行った場合または新增築や取り壊しの予定がある場合 ③登記簿に未登録の家屋について、所有者の変更（売買・相続など）あった場合 ④所有者が死亡した後、相続登記が済んでいない場合 ⑤共有代表者を変更したい場合	本庁 日置川事務所
都市計画税	1月1日現在、町内の都市計画区域内に土地・家屋を所有している方 ※固定資産税とあわせて賦課徴収されます。		
軽自動車税	4月1日現在、町内定置場所のある軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）を所有している方	住所変更や届出事項に変更があった場合や、廃車、譲渡した場合は、次のところへ届出が必要です。 ①125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車等は、白浜町役場まで ②二輪の小型自動車等は、和歌山運輸支局（☎050-5540-2065）、軽自動車は、軽自動車検査協会和歌山事務所（☎050-3816-1846）まで。	本庁 富田事務所※ 日置川事務所 安居出張所※ 市鹿野出張所

国民健康保険税	同じ世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主（世帯主が国民健康保険に加入していなくても、原則として世帯主が保険税を納める義務を負うこととなります）	国民健康保険の届出については、国民健康保険（15ページ）をご覧ください。	
---------	---	--------------------------------------	--

※富田事務所、安居出張所では、125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車等の標識（ナンバー）の即日交付と名義変更はできませんのでご注意ください。

● 納税について

☎ 税務課収税係	☎ 43-3685
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 45-0009
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 52-2300
☎ 安居出張所	☎ 53-0009
☎ 市鹿野出張所	☎ 54-0001

◆ 町税の納付方法

納付方法は、次のとおりです。

種類	内容
納付書	<p>納税通知書等に記載されている金融機関、役場税務課、日置川事務所の窓口、コンビニエンスストア等で納めてください。</p> <p>「固定資産税・都市計画税」「軽自動車税（種別割）」については、納付書に印字されたQRコードで全国のQRコード対応金融機関で納付することができます。また、パソコンやスマートフォンを使って「地方税お支払サイト」や各種スマートフォンアプリからでも納付することができます。</p> <div style="text-align: right;">  <p>「地方税お支払サイト」</p> </div>
口座振替	<p>個人町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税は、納税者の指定する預貯金口座から自動振替することができます。</p> <p>※申し込み手続きは、次の金融機関の窓口でお願いします。役場の窓口では受付できません。</p> <p>【取り扱い金融機関】 紀陽銀行、和歌山県農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行</p>

◆ 町税の納期限

町税の納期限は下表のとおりです。納期限までに納めてください。

※納期限が休日の場合は、その翌営業日となります。

納付月	4月 末	5月 末	6月 末	7月 末	8月 末	9月 末	10月 末	11月 末	12月 25日	1月 末	2月 末	3月 末
固定資産税	○			○				○		○		
個人町県民税			○		○		○		○			
軽自動車税		○										
国民健康保険税			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

町税に関する証明・閲覧

☎ 税務課課税係	☎ 4 3 - 6 5 8 4
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 0
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

白浜町では、次のとおり、税に関する証明書の発行や閲覧、縦覧を行っています。

種類		手数料 (1通・件)	取扱窓口
町県民税	課税・所得証明、非課税証明、営業証明	200円	
納税証明	個人町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町税に未納がない証明（完納証明）	200円	税務課 富田事務所 日置川事務所 安居出張所 市鹿野出張所
	軽自動車税（継続検査用）、国民健康保険税（申告用）	無料	
固定資産税	固定資産課税台帳登録事項証明（評価証明） 固定資産課税台帳登録事項証明（公課証明）	200円	税務課
	住宅用家屋証明、無資産証明	200円	
閲覧	名寄帳兼課税台帳 地番図、航空写真等	200円	税務課 日置川事務所
	土地台帳	200円	
縦覧	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿 ※4月1日から固定資産税の第1期の納期までの期間 で、土地・家屋それぞれの納税者に限ります。	無料	税務課 日置川事務所

※窓口で請求する場合は、窓口へ来られる方（請求される方）の本人確認書類（官公署発行の運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）が必要です。

※代理人が請求するときは、本人の委任の旨を証する書面もしくは承諾書が必要です。

※手数料の1通・件の単位については、窓口でお問い合わせください。



医療・国民年金

国民健康保険

☎ 住民保健課医療保険係	☎ 4 3 - 6 5 8 5
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 1
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

国民健康保険（以下、「国保」）には、職場の健康保険に加入している方、後期高齢者医療制度の対象となる方、生活保護を受けている方以外は、必ず加入しなければなりません。

◆届出が必要なとき

国保に加入・脱退するときは、14日以内に届け出てください。加入の届出が遅れると、医療機関へかかった際の医療費が全額自己負担となる場合や医療費を返還していただく場合があります。

区分	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入	他の市町村から転入したとき	健康保険喪失（脱退）証明書 本人確認書類
	職場の健康保険の資格がなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	
脱退	他の市町村へ転出したとき	健康保険者証 国保保険証 本人確認書類
	職場の健康保険に加入したとき	
	死亡したとき	
	生活保護を受け始めたとき	
	後期高齢者医療制度に加入したとき ※75歳になって加入した場合は届出不要です。	
その他	住所、氏名、世帯主が変更になったとき	手続きに必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。
	被保険者証を紛失、破損したとき	
	就学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	
	交通事故にあったとき ※交通事故等で被保険者証を使う場合は、必ず届出が必要です。	

※国保資格は届出の日ではなく、転入・転出や職場の健康保険をやめたときなど、異動のあった日に取得または喪失します。保険税はその日を基準として計算します。

※保険税については、役場税務課課税係（☎43-6584）までお問い合わせください。

◆国保で受けられる給付

国保に加入していると、次のようなときに給付を受けることができます。

種類	内容
入院時食事療養費	入院したときの食事の費用は、「療養の給付」とは別に支払いますが、住民税非課税世帯には減額の制度があります。
高額療養費	自己負担が一定の額を超えた場合、申請により払い戻しを受ける制度です。所得や課税状況により、自己負担限度額が異なります。
療養費	急病などで、やむを得ず保険証を提示せずに治療を受けたときや、医師の指示で治療用装具（コルセットなど）を購入したときに、自己負担分を除いた額の払い戻しを受ける制度です。
出産育児一時金	国保に加入している方が出産したときに支給されます。
葬祭費	国保に加入している方が死亡したときに、葬祭を行った方に支給されます。

● 後期高齢者医療制度

☎ 住民保健課医療保険係	☎ 4 3 - 6 5 8 5
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 1
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

◆対象となる方・保険料

区分	内容
加入対象者	75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得） 65歳以上75歳未満で一定の障害がある方
自己負担額	病気やけがの治療を受けたときの医療費は、かかった費用の1割または2割（現役並み所得者は3割）
保険料の決まり方	被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。 ※所得の少ない方については、一定の基準を満たすことにより均等割額が軽減されます。
保険料の納め方	受給している年金額などによって、年金から天引きする特別徴収と、納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りがあります。

◆届出が必要なとき

後期高齢者医療保険に加入・脱退するときは届け出てください。

区分	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入	他の市町村から転入したとき	健康保険喪失（脱退）証明書 印鑑
	健康保険の資格がなくなったとき	
	生活保護を受けなくなったとき	
脱退	他の市町村へ転出したとき	健康保険者証 印鑑
	他の健康保険に加入したとき （65歳以上75歳未満の方で一定の障害のある方）	
	死亡したとき	
	生活保護を受け始めたとき	
その他	住所、氏名、世帯主が変更になったとき	手続きに必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。
	被保険者証を紛失、破損したとき	
	交通事故にあったとき ※交通事故等で被保険者証を使う場合は、必ず届出が必要です。	

◆受けられる給付

後期高齢者医療保険に加入していると、次のようなときに給付を受けることができます。

区分	内容
入院時食事療養費	入院したときの食事の費用は、「療養の給付」とは別に支払いますが、住民税非課税世帯には減額の制度があります。
高額療養費	自己負担が一定の額を超えた場合、申請により払い戻しを受ける制度です。所得や課税状況により自己負担限度額が異なります。 ※申請時には、該当月の病院の領収書、被保険者の振込通帳が必要です。
高額医療・高額介護合算制度	1年間に支払った介護サービス（介護保険適用分）の利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったときは、定められた限度額を超えた分が申請により支給されます。
葬祭費	後期高齢者医療保険に加入している方が亡くなったとき、葬祭を行った方に支給されます。

● 医療費助成制度

問 住民保健課医療保険係 ☎ 4 3 - 6 5 8 5
 問 富田事務所住民窓口係 ☎ 4 5 - 0 0 0 9
 問 日置川事務所住民福祉係 ☎ 5 2 - 2 3 0 1

医療費の各種助成制度を設けています。制度によって申請に必要な書類や受給要件など異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆子ども医療費助成制度

認定された方には、「子ども医療費受給者証」を交付します。

対象者	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（中学校3年生まで）の子ども ※令和5年10月1日から、助成対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに拡充します。
助成内容	医療機関にかかる際の保険診療の自己負担分
手続きに必要なもの	保護者と子どもの健康保険証 印鑑 所得証明書（前住所地で取得したもの） ※1年以内に他の市町村から転入された方で、0歳から満6歳に達する最初の3月31日までにある児童の保護者のみ

◆ひとり親家庭医療費助成制度

認定された方には、「ひとり親家庭医療費受給者証」を交付します。

対象者	ひとり親家庭の親と子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ※所得制限があります。
助成内容	医療機関にかかる際の保険診療の自己負担分
手続きに必要なもの	保護者と子どもの健康保険証 印鑑 所得証明書（前住所地で取得したもの） ※1年以内に他の市町村から転入された保護者と扶養義務者の分

◆老人医療費（マル老）助成制度

認定された方には、「老人医療費受給者証」を交付します。

対象者	67歳～69歳の方（67歳になる誕生月の初日から） ※収入等の要件があります。
助成内容	医療機関にかかる際の保険診療の自己負担分の一部 ※通常3割負担を2割負担に軽減します。
手続きに必要なもの	健康保険証 申請者本人および同一世帯員の預金状態がわかる通帳 印鑑 年金やその他収入がある場合、その収入金額がわかる書類 所得証明書（前住所地で取得したもの） ※1年以内に他の市町村から転入された申請者本人、配偶者、扶養義務者の分

◆重度心身障害児（者）医療費助成制度

認定された方には、「重度心身障害児（者）医療費受給者証」を交付します。

対象者	身体障害者手帳（1、2、3級）をお持ちの方 療育手帳Aをお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 特別児童扶養手当1級を受給されている方 ※所得制限があります。 ※65歳以上でこれらの手帳を取得された場合は該当しません。
助成内容	医療機関にかかる際の保険診療の自己負担分 ※身体障害者手帳3級をお持ちの方は入院費のみ対象です。
手続きに必要なもの	申請者本人と扶養義務者の健康保険証 印鑑 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証明書 所得証明書（前住所地で取得したもの） ※1年以内に他の市町村から転入された申請者本人、世帯全員、扶養義務者の分

◆精神障害者医療費公費負担制度

対象者	自立支援医療（精神通院医療）を受けた際の自己負担分を助成します。詳しくは障害者福祉（24ページ）をご覧ください。
助成内容	
手続きに必要なもの	自立支援医療受給者証 印鑑

● 国民年金



☎ 住民保健課住民係	☎ 4 3 - 6 5 8 5
☎ 富田事務所住民窓口係	☎ 4 5 - 0 0 0 9
☎ 日置川事務所住民福祉係	☎ 5 2 - 2 3 0 0
☎ 樺出張所	☎ 4 6 - 0 0 5 2
☎ 安居出張所	☎ 5 3 - 0 0 0 9
☎ 市鹿野出張所	☎ 5 4 - 0 0 0 1

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金などの公的年金に必ず加入しなければなりません。

◆ 加入形態

保険料を納める方法の違いによって、次の3種類に分けられます。

種類	対象者
第1号被保険者 (保険料は個別に納付)	農林漁業、商工業等の自営業者とその家族、学生で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者 (保険料は給料等から天引き)	会社員、公務員などの厚生年金や共済組合に加入している方
第3号被保険者 (保険料は配偶者の年金制度負担のため個別の納付不要)	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

※保険料を納めることが困難な場合、免除制度があります。

◆ 届出が必要なとき

区分	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入	会社を退職したとき	年金手帳 資格喪失証明書、離職票など
	配偶者（第2号被保険者）の扶養からはずれたとき	年金手帳 資格喪失証明書、被扶養者除外証明書など
喪失	就職し、会社の厚生年金保険等に加入するとき	勤務先で手続きをしてください。
	配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき	



● 健診

◆健康診査

問 住民保健課健康推進室健康増進係

☎ 43-0178

白浜町では、下記の健診事業を実施しており、下記の方法から選んで受診することができます。対象の方には、4月中旬に案内と受診券を送付しています。詳しくはお問い合わせください。

種類	内容
集団健診	町内各地の会館や施設等で受診する検診で、お住いの地域の近くで受診できます。
個別健診	医療機関で受診する検診です。医療機関によって受診できる検診種別が異なります。
人間ドック	20歳以上の白浜町国民健康保険の加入者または後期高齢者医療保険の加入者が対象で、特定の医療機関で受診する検診です。

◆人間ドックの助成

問 住民保健課医療保険係

☎ 43-6585

20歳以上の白浜町国民健康保険の加入者または後期高齢者医療保険の加入者を対象に、人間ドックに係る助成金を交付しています。事前に助成券の交付申請が必要です。助成対象となる医療機関や自己負担額など、詳しくはお問い合わせください。

● 介護保険

問 民生課介護保険係

☎ 43-6593

介護保険とは、介護を必要とする状態となっても自立した生活ができるよう、40歳以上の国民が保険料を負担し、介護を必要とされる方やその家族が抱えている介護の負担を社会全体で支える制度です。

◆介護保険の保険料と納付方法

区分	対象者	保険料と納付方法
第1号被保険者	町内に住んでいる65歳以上の方	保険料は所得に応じて白浜町が定めます。年金から天引きする特別徴収と、納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りがありますが、原則として特別徴収が優先されます。
第2号被保険者	町内に住んでいる40歳から65歳未満の医療保険に加入している方	保険料は加入している医療保険の計算方法を基に決められ、その保険料(税)と一緒に納めていただきます。

◆介護保険サービスを利用できる方

区分	対象者
第1号被保険者	寝たきりや認知症のため、入浴・排泄・食事等の日常動作において常に介護が必要な方や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要な方
第2号被保険者	加齢と関係があり、心身の障害を生じさせると認められる病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方

◆介護サービスを受けるには

介護サービスを利用するには、要介護（支援）認定の申請が必要です。申請から結果が出るまで約1カ月を要します。

手順	内容
①要介護（支援）認定の申請	介護サービスを利用するためには、まず要介護認定の申請が必要です。被保険者証を持参の上、申請をしてください。
②認定調査	認定調査員が居宅または入所施設等を訪問し、日常生活の動作や心身の状態など聞き取り調査を行います。
③認定審査	訪問調査結果、特記事項、かかりつけ医の意見書を基に、介護や支援が必要かどうか、どの程度の介護が必要か等について介護認定審査会で審査判定を行い、町が認定します。
④要介護（支援）認定結果の通知	認定結果を本人に通知します。
⑤介護（予防）サービス計画（ケアプラン）の作成	要介護度が決定したら、介護（予防）サービス計画の作成をします。白浜町地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所において、ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握して、利用者に応じた介護（予防）サービス計画を作成します。
⑥サービスの利用	介護（予防）サービス計画に基づいて、サービスを利用します。
⑦認定の更新	要介護（支援）認定の有効期間は、最長48カ月です。引き続きサービスの利用を希望される場合は、更新の手続きが必要です。

◆介護予防・日常生活支援総合事業の利用方法

要介護状態になることをできる限り遅らせること（介護予防）と、加齢によって難しくなった掃除・洗濯・買い物などの日常生活を支援します。

手順	内容
①サービスの利用相談	要支援1・2の方、基本チェックリストで生活機能の低下が認められた方（事業対象者）が対象です。介護認定を受けていない方は、地域包括支援センターで基本チェックリストを受けていただき、サービスが必要かどうか判断します。
②サービス計画の作成	①でサービスが必要と判断された方は、地域包括支援センター等のケアマネジャーが利用者に応じたサービス計画（ケアプラン）を作成します。
③サービスの利用	サービス計画（ケアプラン）に基づいて、訪問型サービスや通所型サービスなどの介護予防・日常生活支援サービスを利用します。

◆届出が必要なとき

届出が必要なとき	届出に必要なもの
他の市町村から白浜町へ転入してきたとき	転入前の市町村から交付された受給資格証明書
白浜町から他の市町村へ転出するとき	介護保険被保険者証 ※転出先市町村で要介護・要支援認定を引き継ぐ手続きを行ってください。（マイナンバーの情報連携により転出先の市町村にて認定情報の確認が可能のため、原則「受給資格証明書」がない場合でも手続きが可能です。）

● 高齢者福祉

◆地域包括支援センター

☎民生課地域包括支援センター ☎43-6596

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、高齢者やその家族、地域住民の身近な相談窓口として、保健・医療・介護・福祉など様々な面から支援を行っています。

項目	内容
総合相談・支援	高齢者の方やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。
権利擁護・虐待防止等	高齢者の方が安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用支援や虐待防止等に対応します。
介護予防ケアマネジメント	できる限り在宅で自立した生活が継続できるよう、介護予防の相談や介護予防ケアプランの作成を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント	地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制づくりを行います。

◆優待証

☎民生課福祉係 ☎43-5702

町内在住の65歳以上の方全員を対象に、優待証を発行しています。有効期間など、詳しくはお問い合わせください。

優待内容	◇温泉施設 町営浴場（白良湯・牟婁の湯）、松乃湯、リヴァージュ・スパひきがわの入浴料が減額となります。 ◇明光バス 町内の路線に限り、運賃が半額となります。
申請に必要なもの	本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
申請場所	民生課福祉係、観光課、富田事務所、椿出張所、日置川事務所、住民交流センター、安居出張所、市鹿野出張所

◆高齢者の健康づくり

☎住民保健課健康推進室健康増進係 ☎43-0178

65歳以上の高齢者が地域で健康な生活を送ることができるよう、要介護の状態にならないように予防することを目的とした事業を実施しています。参加申し込みなど、詳しくはお問い合わせください。

種類	内容
シニアエクササイズ	筋肉の若返りと脳の活性化が同時にできるシニア向けの体カトレーニングプログラムを実施しています。
しらら・ぴんしゃん倶楽部	運動機能の維持・向上のための筋力トレーニングを行います。
サンライズ倶楽部	筋力トレーニングやストレッチなど、運動教室を実施しています。
地域デイサロン	家に閉じこもりがちな高齢者の仲間づくりを推進することを目的として、地域の集会所等で健康増進・介護予防の講座を実施しています。

高齢者やその家族を支援するための様々な介護サービス等があります。詳しくはお問い合わせください。

種類	対象となる方	内容
配食サービス	おおむね65歳以上の高齢者で 自身で調理が困難な方 ※利用料が必要です。	栄養バランスの良いお弁当を届けるとともに 手渡しによる安否確認を行います。
出前講座	町内に居住する方 ※参加人数により地域の会館 等での開催も可能です。	介護保険制度・成年後見制度・高齢者の法律 相談等について、場合によっては外部講師の 調整等も行い、出前講座を行います。
認知症サポーター養成講座	町内に居住する方 ※参加人数により地域の会館 での開催も可能です。	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家 族を温かく見守る応援者である「認知症サポ ーター」を養成します。
SOS白浜	行方不明となる可能性がある認 知症高齢者で町内に住民登録の ある方	認知症高齢者が行方不明になった場合、早期 発見・保護ができるように事前に登録された 写真や情報を協力機関へ情報提供します。
認知症カフェ	認知症の方とその家族、地域住民	認知症の方とその家族、地域住民、認知症に 関わる医療福祉の専門職等が交流する場を設 けて、認知症に関する正しい知識の普及啓発 や家族の介護負担の軽減を図るための相談に 応じます。
介護用品購入費補助	住民税非課税世帯に属する要介 護認定を受けている方で、常時 失禁状態にある方 ※補助上限があります。 ※介護保険施設入所、病院に 入院中などは対象外です。	要介護状態にある在宅高齢者または在宅高 齢者を介護する家族に対して介護用品の購入費 を補助します。
緊急通報システム設置事業	おおむね65歳以上の一人暮らし の高齢者や重度身体障害者	自宅で事故や急病等の緊急事態が発生した場 合に、コールセンターで通報を受ける装置を 設置し、緊急時の通報および相談受付を行 います。
高齢者タクシー券助成事業	・75歳以上の方 ・65歳以上で運転免許証を返 納した方 ※介護保険施設入所、病院に 入院中などは対象外です。	高齢者の社会活動の範囲を広め、外出支援の 促進を図るため、タクシー券1冊5,000円 分を3,000円で、一人あたり上限5冊まで 販売しています。
訪問介護派遣事業	介護認定非該当の在宅高齢者 で、日常生活を営むのに不安が ある方	訪問介護員を派遣し、日常生活の相談・助言 指導等を行い、自立を助長するための援助を 行います。
やすらぎ住宅改造事業	介助を必要とする在宅高齢者	手すりの取り付けや段差解消、洋式便所への 取り替え等、住宅改修費用を助成します。 ※各種要件があります。
老人ホーム等への入所相談	様々な理由により在宅での生活 が困難な方	養護老人ホームやケアハウス等の入所相談を 行っています。

◆ 障害者手帳

下記の障害のある方が申請し、認定されると手帳が交付されます。障害の程度により各種福祉サービスを利用することができます。申請など詳しくはお問い合わせください。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は重複して受けることができます。

種類	対象者
身体障害者手帳	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、内臓機能等（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫ウイルスによる免疫機能）に障害のある方
療育手帳	児童相談所等で知的障害があると診断された方
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり日常生活等に制限を受ける方

◆ 手当等の支給

障害のある方を対象に各種手当等の支給をしています。

種類	対象者
特別障害者手当	20歳以上の在宅の重度障害者（国民年金1級程度の障害が2つ以上ある場合、またはそれと同程度の著しく重度の障害のある方）で、日常生活において常時介護を必要とする方 ※所得制限があります。 ※施設入所者と長期入院者は除かれます。
特別児童扶養手当	中程度以上の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある20歳未満の児童を監護または養育している方 ※所得制限があります。 ※施設入所者は除かれます。
障害児福祉手当	重度障害（身体障害者手帳1級程度等）のため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の在宅障害児 ※所得制限があります。
白浜町心身障害児福祉年金	20歳未満の身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた児童を監護している方 ※加入要件があります。
障害者扶養共済	障害児（者）の保護者が生存中に一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡または重度の障害状態になった場合、残された障害児（者）へ、掛金に応じ毎月給付金が支給されます。 ※加入要件があります。

◆福祉サービス・日常生活の支援

障害のある方が安心して暮らせる生活を支援するための様々な福祉サービスがあります。

項目	内容
障害児福祉サービス (児童発達支援、放課後 デイサービスなど)	障害の程度によって利用できるサービスの量や種類が異なります。 ※原則、介護保険が優先、所得によって一部自己負担が必要な場合があります。
障害者福祉サービス (生活介護、就労支援など)	
日常生活用具の給付	身体障害者手帳の交付を受けている方または難病等に罹患している方に対して、日常生活用具（盲人用時計、特殊寝台、ネブライザー、ストマ用装具など）の給付を行っています。 ※一部介護保険が優先、所得によって一部自己負担が必要な場合があります。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている方の障害を補い、仕事や生活の能率向上を図るため、補装具（義肢、装具、補聴器、車いすなど）の購入や修理にかかる費用を助成します。 ※一部介護保険が優先、所得によって一部自己負担が必要な場合があります。
自立支援医療 (精神通院医療、更生医 療、育成医療)	◇精神通院医療 精神疾患を有し、通院により精神医療を継続的に要する病状にある者に対して、その通院にかかる医療費の一部を助成します。 ◇更生医療 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者が対象で、手術等により、その障害を除去・軽減し、日常生活を向上させるための医療費の一部を助成します。 ※障害内容・所得によって制限があります。 ◇育成医療 18歳未満の身体に障害のある児童が対象で、手術等により、その障害を除去・軽減し、生活能力を得るための医療費の一部を助成します。 ※障害内容・所得によって制限があります。
通院交通費補助	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2の交付を受けている方等に、通院に要する交通費の一部を助成します。 ※月額上限があります。
作業所通所交通費補助	障害者総合支援法に定める就労継続支援A型・B型、就労移行支援、自立訓練、生活介護の事業所に通所するために必要な交通費の一部を助成します。
NET119 緊急通報システム	聴覚・音声機能または言語機能障害のある方が、携帯電話やスマートフォンのインターネットを利用して119番通報を行うことができるサービスです。システムは事前登録制です。詳しくはお問い合わせください。

◆相談支援

役場民生課福祉係以外に相談支援機関として、田辺市・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町にお住いの障害児・者およびそのご家族などを対象とした「にじのわ」があります。相談内容に応じ必要な情報の提供、福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介および権利擁護のための必要な援助等を行っています。

名称	問い合わせ先	開所時間
西牟婁圏域障害児・者相談センター にじのわ	田辺市高雄一丁目23-1 ☎33-7492	平日 午前8時30分～午後5時15分

子育て・教育

子育て支援

◆親と子どもの健康

☎ 住民保健課健康推進室母子保健係

☎ 43-0178

項目	内容
子どもの成長や子育てに関する相談	妊産婦さんやお母さん、お子さん、ご家族が安心して過ごせるように子育てに関する様々な不安や悩み、心配事などについて、助産師や保健師がサポートしています。 ※助産師の相談については、お問い合わせください。
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児を通し、母子の一貫した健康管理に役立てるために、妊娠の届出をされた方に母子健康手帳を交付します。 ※代理の方が届出される場合は、代理人選任届が必要です。
妊産婦・乳幼児訪問	希望や必要に応じ、保健師・助産師・母子保健推進員による訪問を行っています。お気軽にご相談ください。
乳幼児の健康診査	乳幼児の発育、栄養状態、運動機能、精神発達の状況を確認するとともに、育児支援の機会として、4カ月児健診・10カ月児健診・1歳6カ月児健診・2歳6カ月児相談・3歳6カ月児健診・5歳児相談を行っています。 ※対象となる家庭に通知します。
予防接種	定期予防接種（法律に基づくもの）は、町の指定医療機関で接種します。県外の医療機関で接種される場合はお問い合わせください。 ※対象となる方には、予防接種依頼書や予診票などを送付します。
未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児の入院医療費の給付を行います。詳しくはお問い合わせください。
産後ケア事業	医療機関や助産院において、育児や体調に不安を抱えている、出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、こころと体のケアや授乳・育児についてのアドバイスなどを行っています。

◆子育て相談・教室

☎ 住民保健課健康推進室母子保健係

☎ 43-0178

項目	内容
ファミリークラス	安心して出産を迎えられるよう妊娠中の健やかな過ごし方や妊婦体験、赤ちゃんの育て方について助産師がお話します。家族の方も一緒に参加いただけます。 ※妊娠届出の際に日程表を配布しています。
子育てサロン	生後2カ月から就学前までの子どもさんと保護者の方を対象に、子育てに関する講座を開催しています。親同士の交流を図りながら、子育てに関する悩みなどお気軽にご相談ください。 ※2カ月から10カ月になる赤ちゃんがいる家庭に日程表を配布しています。
親子サロン	親子が気軽に集える場です。プレイルームを開放し、保護者の方たちがお話ししている間、母子保健推進員が子守などをサポートします。
発達相談	ことばの伸びや落ち着きなど、発達過程で気になることを臨床心理士に相談できます。詳しくはお問い合わせください。

◆児童相談室

☎ 民生課幼児対策室 ☎ 43-6594

子育ての悩み等、子どもに関するあらゆる相談を行っています。お気軽にご相談ください。

場所	受付時間
民生課幼児対策室	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分

◆ファミリーサポートセンター

☎ きっずぱーく ☎ 26-5486

0歳から12歳（小学生）を対象に、一時的にお子さんを預かる等の支援をしています。NPO法人南紀こどもステーション「きっずぱーく」に委託しており、利用するためには事前に入会手続きが必要です。詳しくは、直接下記までお問い合わせください。

名称	問い合わせ先	開所時間
きっずぱーく	田辺市高雄1丁目23-1（田辺市民総合センター2階） ☎ 26-5486	午前9時～午後5時15分

◆地域子育て支援室

育児相談、行事の開催、絵本の貸し出し、子育て家庭訪問等を行っています。

施設名	電話番号	利用時間
にこにこルーム （白浜幼稚園内）	☎ 42-3503	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後4時30分
タンタンのひろば （とんだ幼稚園内）	☎ 45-1404	
ようのみ （日置保育園内）	☎ 52-2128	
GENKI （堅田第二保育園内）	☎ 45-8498	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時30分～12時 午後1時～4時

◆一時預かり保育

1歳児から就学前の児童を対象に、冠婚葬祭や疾病等で家族が一時的に養育できない場合、お子さんをお預かりします。直接保育園にお申し込みください。

※行事等によりお預かりできない場合があります。

実施場所（園名）	電話番号	利用時間
白浜保育園	☎ 42-3503	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前8時15分～午後4時30分
湯崎保育園	☎ 43-0921	
しらとり保育園	☎ 45-1404	
日置保育園	☎ 52-2128	
堅田第二保育園	☎ 45-0078	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後4時30分

◆ショートステイ

☎ 民生課幼児対策室 ☎ 43-6594

保護者が疾病、出産、看護、育児疲れ等により、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設でお子さんをお預かりします。申し込みや料金など、詳しくはお問い合わせください。

受入施設	白浜なぎさホーム（白浜町）、ひまわり寮（田辺市）、和歌山乳児院（和歌山市）、紀南学園（新宮市）
------	---

● 子どもの手当・各種助成制度

◆児童手当	問 住民保健課住民係	☎ 43-6585
	問 富田事務所住民窓口係	☎ 45-0009
	問 日置川事務所住民福祉係	☎ 52-2300

中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。手続き等についてはお問い合わせください。

◆児童扶養手当	問 住民保健課住民係	☎ 43-6585
	問 富田事務所住民窓口係	☎ 45-0009
	問 日置川事務所住民福祉係	☎ 52-2300

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども（一定の障害があるときは20歳未満）で、父または母がいない家庭、父または母が一定の障害の状態にある家庭などで、その児童を監護している父または母、もしくは父または母に代わって養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。手続き等についてはお問い合わせください。

◆子ども医療費助成制度	問 住民保健課医療保険係	☎ 43-6585
	問 富田事務所住民窓口係	☎ 45-0009
	問 日置川事務所住民福祉係	☎ 52-2300

0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（中学校3年生まで）の子どもの医療機関にかかる際の保険診療の自己負担分を助成します。詳しくは医療費助成制度（17ページ）をご覧ください。

※令和5年10月1日から、助成対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに拡充します。

◆ひとり親家庭医療費助成制度	問 住民保健課医療保険係	☎ 43-6585
	問 富田事務所住民窓口係	☎ 45-0009
	問 日置川事務所住民福祉係	☎ 52-2300

ひとり親家庭の親と子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の医療機関にかかる際の保険診療の自己負担分を助成します。詳しくは医療費助成制度（17ページ）をご覧ください。



● 保育園・幼稚園

☎ 民生課幼児対策室

☎ 43-6594

◆ 保育園

入園の申し込み等についてはお問い合わせください。

区分	園名	利用定員(人)	保育実施年齢	所在地	電話番号
公立	白浜保育園	80	0歳児～	白浜町190番地	42-3503
	湯崎保育園	50	1歳児～	白浜町2927番地の263	43-0921
	しらとり保育園	110		白浜町十九淵52番地の1	45-1404
	日置保育園	50		白浜町日置340番地の1	52-2128
私立	堅田保育園	60	0歳児～	白浜町堅田2487番地の31	42-4361
	堅田第二保育園	40	1歳児～	白浜町堅田714番地の1	45-0078

◆ 幼稚園

白浜第一幼稚園は白浜保育園と、富田幼稚園はしらとり保育園と、幼稚園と保育園それぞれの機能を統合し、3歳児から5歳児の一体的な運営を行っています。入園の申し込み等についてはお問い合わせください。

区分	園名	利用定員(人)	保育実施年齢	所在地	電話番号	備考
公立	白浜第一幼稚園	15	4歳児～	白浜町190番地	42-3503	令和6年4月～休園中
	富田幼稚園	35	3歳児～	白浜町十九淵52番地の1	45-0045	

● 小学校・中学校

☎ 教育委員会総務学事係

☎ 43-5830

◆ 入学

新入学児童・生徒には、入学する日の2カ月前までに就学通知書をお届けします。

次のようなときは、入学する学校と教育委員会へ早めにお申し出ください。

- ・ 就学通知書が届かないとき
- ・ 住所などに変更があったとき
- ・ 病気などの理由で就学に差し支えるとき
- ・ 通知書で指定された町立学校（就学指定校）の変更を希望するとき

区分	学校名	所在地	電話番号
小学校	白浜第一小学校	白浜町196番地	42-2330
	白浜第二小学校	白浜町2234番地	42-2345
	西富田小学校	白浜町才野47番地	45-0024
	南白浜小学校	白浜町中1696番地の2	45-0044
	北富田小学校	白浜町内ノ川579番地	45-0425
	富田小学校	白浜町十九淵545番地	45-0073
	日置小学校	白浜町日置979番地の1	52-2049
	安宅小学校	白浜町安宅217番地	52-2047
	安居小学校	白浜町安居626番地	53-0051
中学校	白浜中学校	白浜町2601番地	42-2444
	富田中学校	白浜町栄320番地	45-0059
	日置中学校	白浜町日置979番地の2	52-2070
	三舞中学校	白浜町安居626番地	53-0020

◆転校

転入・転出などにより、小・中学校が変わるときは、次の手続きが必要です。

区分	手続きの内容
他の市町村から転入または町内で転居するとき	①現在、在学する学校で、在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。 ②住民登録担当係で転入（転居）手続きをした後、①の書類と認印を持参の上、教育委員会へお越しください。転入学通知書を発行しますので、①の書類と一緒に転入する学校へ提出してください。
他の市町村へ転出するとき	現在、在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けて、新しく居住する市町村での転入手続きのときに持参し、手続きをしてください。

◆学童保育所

☎教育委員会総務学事係

☎43-5830

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を放課後等に気づかり、生活の場を提供するため開設しています。

名称	所在地	電話番号	校区
白浜学童保育所	白浜町196番地	43-5038	白浜第一・白浜第二
北っ子学童クラブ	白浜町内ノ川579番地	45-1158	北富田
しおつ学童クラブ	白浜町十九淵545番地	45-1377	富田
ガンバクラブ	白浜町日置980番地の1	52-2778	日置・安宅・安居
西富田学童保育所	白浜町堅田752番地の1	33-9900	西富田・南白浜
	白浜町堅田719番地の1		

◆児童館

☎児童館

☎45-2117

遊戯室、図書室などがあり、自由に利用することができます。

所在地	開館日
白浜町十九淵226番地の12	火曜日～土曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時

◆教育相談室

☎子育て相談ふれあいルーム

☎45-3399

不登校児童生徒の問題やいじめ等、子どもに関する悩みごと相談を行っています。

名称	所在地	開館日
子育て相談ふれあいルーム	白浜町十九淵226番地の12 町立児童館2階	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時



上下水道



水道

☎ 上下水道課

☎ 45-2000

◆届出が必要なとき

次のようなときは事前に上下水道課までご連絡ください。

- ・引っ越しにより水道の使用を開始・中止するとき
- ・水道の使用者または所有者の名義が変更したとき

◆水道料金の支払い

2カ月に一度検針した使用水量に基づき、2カ月ごとにお支払いいただきます。支払い方法は、次のとおりです。

種類	内容
納付書	裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストアでお支払いください。
口座振替	検針月の26日（休日の場合、その翌営業日）に指定する預貯金口座から自動振替することができます。 ※申し込み手続きは、次の金融機関の窓口でお願いします。役場の窓口では受付できません。 【取り扱い金融機関】 紀陽銀行、紀南農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

◆水道工事

水道の新設、改造、修繕または撤去をするときは、町指定給水装置工事事業者（町指定業者）に申し込んでください。町指定業者の連絡先等、詳しくはお問い合わせください。

公共下水道

☎ 上下水道課

☎ 43-2000

◆公共下水道の整備

公共下水道は、皆さんの家庭から流される台所や洗濯、お風呂、トイレなどからの汚水を集めて処理し、きれいな水に戻してから海や川に帰すものです。公共下水道供用開始区域内の方は、できるだけ早く公共下水道への接続をお願いします。

◆届出が必要なとき

引っ越しにより公共下水道の使用を開始・中止するときは、事前に下水道室までご連絡ください。公共下水道を使用している家屋かどうかは、所有者の方等に確認してください。

◆下水道料金と支払方法

原則的には、水道使用水量に基づいて算定します。水道水の場合、水道使用水量が汚水の排水量となります。井戸水等を使用している場合は、その都度調査をして使用量を決めます。

下水道料金は、水道と同じく2カ月ごと（水道料金と隔月請求）にお支払いいただきます。支払い方法は、次のとおりです。

種類	内容
納付書	裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストアでお支払いください。
口座振替	水道検針月の翌月の26日（休日の場合、その翌営業日）に指定する預貯金口座から自動振替することができます。 ※申込手続き等は、上記水道料金と同じです。

◆下水道接続工事

排水設備工事は、必ず町指定下水道排水設備工事業者に依頼してください。町指定業者の連絡先等、詳しくはお問い合わせください。

◆下水道の使い方

下水道に接続すると、各家庭や事業所の汚水は、下水管を通して処理場に流れます。活性汚泥と呼ばれる微生物によって水をきれいにしますので、下水道へは管がつまるような物や微生物が死んでしまうようなものは流すことができません。ルールを守って正しく下水道を使ってください。

◇台所では、ごみや油を流さないで！
油などは冷えて固まり、管がつまる原因となります。生ごみなども管がつまる原因となり、悪臭が発生します。
◇トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないで！
トイレットペーパーは水に溶けやすい性質ですが、他の紙（ティッシュペーパーなど）を流すと管がつまる原因となります。
◇浴槽の温泉水は流さないで！
温泉水は下水道へ流すと湯の花が管に付き、管がつまる原因となります。また、温泉に含まれる成分は、処理場の微生物を殺してしまいますので、浴槽の温泉水は直接側溝へ流してください。
◇汚水ますにごみを捨てないで！
各家庭にある汚水ますは、清掃や点検のためにあるものです。ごみを捨てると管がつまる原因となります。

住まいと暮らし

● ごみ

☎清掃センター ☎45-3800

◆ごみの収集

ごみは、夜明けから午前8時30分までに（日置川地域は午前8時まで）に）ごみステーションへ出してください。収集日やごみの分別方法の詳細は「ごみ収集日程表」をご覧ください。町公式アプリ「白浜リンク」では地区ごとのごみ収集日をお知らせしています。

区分	収集日	ごみの出し方
もえるごみ	週2回	町指定ごみ袋へ入れて、地区名、氏名を記入し、もえるごみステーションへ出してください。 ※資源ごみや不燃物は混入しないでください。 ※生ごみは十分水切りをしてください。 ※町指定ごみ袋は、町内の各小売店の店頭で販売しています。 ※夏季の交通渋滞防止のため、白浜地区の一部で早期収集を実施します。
資源ごみ	月1回	資源ごみステーションに容器を用意しています。分別し、特に指定のない限り、袋などに入れずにそのまま出してください。

◆ごみステーションに出せないもの

次のようなごみは、ごみステーションに出すことができません。詳しくはお問い合わせください。

区分	ごみの出し方
ペットボトル	店頭などの回収ボックスへ入れてください。 ※ボトルを洗い、キャップ、ラベルは必ず外してください。
可燃性粗大ごみ (木製の家具、木製の建具、布団、 座布団類、畳等)	清掃センターに直接搬入していただくか、白浜町一般廃棄物処理業許可業者へ依頼してください。 ※清掃センターへ搬入する場合は、事前に清掃センターまでご連絡ください。
不燃性粗大ごみ (機械・器具類、農機具、自転車、 ピアノ、ガスコンロ、バッテリー、 タイヤ等)	購入先等で引き取りの相談をしていただくか、白浜町一般廃棄物処理業許可業者へ依頼してください。
使用済小型家電	買い替えの際に家電販売店での引き取りを活用いただくか、清掃センターに直接搬入または白浜町一般廃棄物処理業許可業者へ依頼してください。 ※一部清掃センターで引き取りできないものがあります。
家電リサイクル法対象品目 (テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷 蔵庫・冷凍庫、エアコン)	購入したお店に相談してください。 購入したお店を利用できない場合は、白浜町一般廃棄物処理業許可業者へ依頼していただくか、事前に郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定取引場所へ直接搬入してください。詳しくはお問い合わせください。
有害危険ごみ (毒物、劇物、特定毒物、ガスボンベ、 (カートリッジ除く)等)	購入先等で引き取りの相談をしていただくか、専門の業者に相談してください。
パソコン、單車、消火器	メーカーによる自主回収を行っています。メーカー・販売店等に相談してください。

※白浜町一般廃棄物処理業許可業者については、「ごみ収集日程表」をご覧ください。

◆ふれあい収集（家庭ごみの戸別収集）

白浜町では、高齢または障害等により、家庭から排出するごみ等をごみステーションへ持ち出すことが困難な世帯に対し、清掃センターの職員がご自宅を訪問し、声掛けを行いながらごみ等を収集しています。利用には一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください。

住宅

☎建設課都市計画係

☎43-6589

◆町営住宅

町営住宅で空き家が生じた場合は、町広報や町ホームページに掲載し、入居希望者を募集します。入居するには、収入などの制限があります。詳しくはお問い合わせください。

◆木造住宅の地震対策

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断および耐震改修の相談を受け付けています。

浄化槽・し尿

☎生活環境課生活環境係

☎43-6586

◆浄化槽設置整備事業補助金

新築や新たに合併浄化槽を設置する場合は、補助金が交付される場合があります。対象区域や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

◆浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理は浄化槽法で義務付けられています。詳しくはお問い合わせください。

項目	内容
法定検査 (浄化槽法第7・11条)	浄化槽の保守点検や清掃などの維持管理が適正に実施され、放流水質が法令の基準を満たし、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを判断する検査です。 ※和歌山県の指定検査機関である「公益社団法人和歌山県水質保全センター」に依頼し、実施してください。
清掃 (浄化槽法第10条)	毎年1回以上行わなければなりません。 ※地区により決められた清掃業者に依頼し、実施してください。
保守点検 (浄化槽法第10条)	浄化槽の各装置や付属機器類が正常に働いているか、運転状況や放流水の状況、管路やろ過装置が目詰まりしていないかなどを調べ、異常や故障などを早期に発見し、予防的な措置を講じるものです。 ※点検の回数は浄化槽の種類や大きさによって異なります。 ※和歌山県で登録されている保守点検業者に依頼し、実施してください。

◆し尿のくみ取り・浄化槽汚泥清掃

地区によって担当する業者が異なります。詳しくはお問い合わせください。

◆届出が必要なとき

次のようなときは、届出が必要です。

届出が必要なとき	届出・報告の種類
浄化槽を3カ月にわたって休止するとき	浄化槽使用休止届出書・最終清掃報告書
休止していた浄化槽の使用を再開するとき	浄化槽使用再開届出書
浄化槽の使用を廃止したとき	浄化槽使用廃止届出書・最終清掃報告書
浄化槽の管理者が変更したとき	浄化槽管理者変更報告書

● 斎場の利用・墓地

☎生活環境課白浜町斎場 ☎45-3810

◆斎場の利用

白浜町営の斎場は次の2施設です。施設の利用にあたっては予約が必要です。また料金については、合併前の区域等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◇白浜斎場

項目	区分	12歳以上	12歳未満	死胎・死肢
火葬	合併前の白浜町の区域	20,000円	10,000円	5,000円
	上記以外の区域	40,000円	20,000円	10,000円
霊安室	合併前の白浜町の区域	1日につき 5,330円		
	上記以外の区域	1日につき 10,660円		
葬儀室	合併前の白浜町の区域	1日につき 32,030円		
	上記以外の区域	1日につき 64,060円		
遺族控室	合併前の白浜町の区域	1日につき 11,000円		
	上記以外の区域	1日につき 22,000円		
祭壇	合併前の白浜町の区域	1日につき 5,230円		
	上記以外の区域	1日につき 10,460円		

◇日置川斎場

項目	区分	12歳以上	12歳未満	死胎・死肢
火葬	合併前の日置川町の区域	8,000円	3,000円	3,000円
	上記以外の区域	16,000円	6,000円	6,000円
霊柩車	合併前の日置川町の区域	1日につき 3,300円		
	上記以外の区域	1日につき 6,600円		

◆白浜町営墓地

☎生活環境課生活環境係 ☎43-6586

随時募集しています。募集区画の場所や永代使用料等、詳しくはお問い合わせください。

名称	所在地
白浜都市計画墓園	白浜町970番地
白浜町中央墓地	白浜町971番地

◆墓地の移転

☎生活環境課生活環境係 ☎43-6586

町内の墓地に埋葬または埋蔵されている遺体や遺骨、または納骨堂に収蔵されている遺骨を他の墓地や納骨堂に移すことを「改葬」といいます。改葬を行うには町の許可が必要です。詳しくはお問い合わせください。

● ペット

☎生活環境課生活環境係 ☎43-6586

項目	内容
犬の登録	生後91日以上経過した犬の所有者には、犬の登録が法律で義務付けられています。登録をすると鑑札が交付されますので、犬の首輪などに付けてください。 ※新規登録手数料 3,000円 ※鑑札再交付手数料 1,600円
登録内容に変更があった場合	引っ越し等により住所が変わる場合や、飼い主が変わる場合はご連絡ください。
狂犬病予防注射	生後91日以上経過した犬の所有者には、飼い犬に毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられています。集合注射または個別に動物病院で接種してください。集合注射の日時等は郵送で通知します。 ※注射済票交付手数料 550円 ※注射代（通知に記載）
ペット（犬・猫等）が死亡した場合	犬の場合は、鑑札と注射済票を添えて、死亡届を提出してください。ペットとして飼われていた犬・猫等は、白浜町清掃センターで受付しています。 ※手数料 一体 1,100円

自治会

問 総務課企画政策係

☎ 43-6598

◆町内会・区の活動

町内の各地には、町民の皆さんでつくる自治組織「町内会・区」があります。

住みよい環境をつくるために個人で行えることには限りがあり、地域全体で取り組まなければならないこともたくさんあります。町内会・区は、皆さんの創意と連帯に基づき快適で住みよい地域づくりを目指して活動しています。

◆町内会・区への加入

各地域の町内会長・区長または班長に申し出てください。所属する町内会・区が分からない場合はお問い合わせください。

コミュニティバス

問 日置川事務所住民福祉係

☎ 52-2300

日置川地域でコミュニティバスを運行しています。

運行路線は、三舞線、川添線の2路線で、定期運行および予約運行便を併用しています。

運行エリアや時刻表など、詳しくはお問い合わせください。

各種相談



相談内容		窓口
人権相談	人権擁護委員が、人権問題や困りごとの相談に応じます。	総務課庶務係 ☎43-6583
行政相談	行政相談員が、国の仕事に関する苦情などの相談に応じます。	
消費者相談	専門相談員が、消費者被害の救済被害の未然防止などの相談に応じます。	観光課観光商工係 ☎43-6588
生活相談	生活の困りごとについて相談に応じます。	民生課福祉係 ☎43-5702
妊娠期から子育て期までの相談	保健師または助産師が妊娠・子育てに関する様々な相談に応じます。	白浜町母子健康包括支援センター ☎43-0178
児童相談	子育ての悩みなど子どもに関する様々な相談に応じます。	民生課幼児対策室 ☎43-6594
いじめ・不登校・教育相談	いじめや不登校など、子どもに関する様々な相談に応じます。	ふれあいルーム ☎45-3399
障がいのある方や家族からの相談	障害のある方や家族が安心して生活を送れるよう相談支援や情報提供を行っています。	西牟婁圏域障害児・者相談センター ☎26-4923

上記以外にも悩みごとや困りごとの相談窓口があります。

一人で悩まず、相談してみませんか。

※町ホームページにも掲載しています。



各種相談窓口のご案内

施設案内

文化・教育施設

各種大会や会議をはじめ、講演会や室内スポーツなど、幅広く利用されています。使用する場合は事前に申請が必要です。施設の詳細や使用料など、詳しくはお問い合わせください。

施設名	所在地	問い合わせ先
白浜会館	白浜町1番地	阪田町営施設管理事務所 ☎43-0300
青少年研修センター	白浜町1番地の1	
中央公民館	白浜町1130番地の9	☎42-2269
日置川拠点公民館	白浜町日置980番地の1	日置川拠点公民館 ☎52-2660
農業研修会館 (中央公民館富田支館)	白浜町栄670番地の2	富田事務所 ☎45-0009
住民交流センター	白浜町安宅461番地の1	☎52-2446
田野井会館	白浜町田野井544番地の1	☎52-3476

町内には、下記のとおり町立図書館（分室）があります。

区分	問い合わせ先	開館時間	休館日
本館	白浜町1335番地の13 ☎43-2922	午前10時～午後5時	月曜日・火曜日・第4金曜日・ 祝日・年末年始・特別整理期間
富田分室	白浜町栄670番地の2 ☎45-0048		
白浜分室	白浜町1130番地の9 ☎42-4564	午前9時～午後5時	日曜日・月曜日・第4金曜日・ 祝日・年末年始・特別整理期間
日置分室	白浜町日置980番地の1 ☎52-2660		

スポーツ施設

使用する場合は事前に申請が必要です。各施設の設備や使用料など、詳しくはお問い合わせください。

施設名	所在地	問い合わせ先
小中学校体育館・グラウンド		教育委員会生涯学習係（白浜地域） ☎43-5830 日置川教育事務所（日置川地域） ☎52-2660
総合体育館	白浜町29番地の3	阪田町営施設管理事務所 ☎43-0300
白浜球場	白浜町1番地の1	
町民プール	白浜町1番地の2	
町立武道場	白浜町1094番地の5	教育委員会生涯学習係 ☎43-5830
町立体育館	白浜町十九淵226番地の13	
しらとりスポーツ広場	白浜町十九淵154番地の1	
若もの広場	白浜町栄50番地	
田野井総合運動場	白浜町田野井524番地	日置川教育事務所 ☎52-2660
白浜町テニスコート	白浜町日置2039番地	テニスコート管理事務所 ☎52-2247

温泉施設

☎ 観光課公園施設係 ☎ 4 3 - 6 5 8 8

☎ 農林水産課振興係 ☎ 4 5 - 0 0 0 9 (椿はなの湯・湯崎浜広場足湯)

イベント等により営業時間に変更になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

区分	浴場名	所在地	営業時間	定休日
公衆浴場	白良湯	白浜町3 3 1 3番地の1 ☎ 4 3 - 2 6 1 4	午前7時～午後9時30分	木曜日
	牟婁の湯	白浜町1 6 6 5番地 ☎ 4 3 - 0 6 8 6	午前7時～午後9時30分	火曜日
	崎の湯	白浜町1 6 6 8番地 ☎ 4 2 - 3 0 1 6	午前8時～午後5時 【4月～6月、9月】 午前8時～午後6時 【7月～8月】 午前7時～午後7時	無休 ※メンテナンス等による臨時休業あり
	しらすな	白浜町8 6 4番地 ☎ 4 3 - 1 1 2 6	【5、6、9月の土日祝】 午前10時～午後3時 【7、8月】 正午～午後5時30分	7、8月無休
	松乃湯	白浜町7 4 3番地の1 ☎ 4 3 - 0 9 8 8	午後1時～午後9時	火曜日
	椿はなの湯	白浜町椿1 0 5 8番地の1 ☎ 4 6 - 0 6 1 7	午前9時～午後8時	火曜日
足湯	御船足湯	白浜町7 4 3番地の5	午前8時～午後10時 【7月～8月】 午前7時～午後10時	なし
	柳橋足湯	白浜町3 3 0 6番地の1 7	午前8時～午後10時 【7月～8月】 午前7時～午後10時	なし
	つくもと足湯	白浜町3 0 7 9番地の2 0	午前8時～午後10時 【7月～8月】 午前7時～午後10時	なし
	椿温泉足湯	白浜町椿1 0 5 8番地の1	午前10時～午後5時 【7月～8月】 午前10時～午後7時	火曜日 ※祝祭日の場合翌日
	湯崎浜広場足湯	白浜町1 6 6 7番地の1 5	【4月～9月】 午前8時～午後7時 【10月～3月】 午前8時～午後5時	なし

白浜町役場各課直通電話番号



◆白浜町役場本庁

白浜町1600番地		電話番号
2階	総務課	
	町長公室	43-6707
	企画政策係	43-6598
	行政改革室庶務係	43-6583
	行政改革室人事係	
	行政改革室財政係	
	管財係	43-6597
	工事検査員	43-6597
	議会事務局	43-6591
	地域防災課	
防災まちづくり係	43-5570	
地域防災推進係		
1階	総務課情報推進係	43-5703
	観光課	
	公園施設係	43-6588
	観光商工係	
	建設課	
	監理係	43-6589
	都市計画係	
	土木係	
	生活環境課	
	生活環境係	43-6586
	環境サービス係	
	出納室	43-6590
	住民保健課	
	住民係	43-6585
	医療保険係	
	民生課	
	介護保険係	43-6593
	地域包括支援センター	43-6596
	税務課	
	課税係	43-6584
収税係	43-3685	
債権管理回収室		
東別館 2階	教育委員会	
	教育指導係	43-5830
	総務学事係	
生涯学習係		
東別館 1階	民生課	
	福祉係	43-5702
	幼児対策室	43-6594

◆富田事務所

白浜町栄731番地の5		電話番号
1階	住民窓口係	45-0009
	農林水産課	
	振興係	
	施設係	

◆日置川事務所

白浜町日置980番地の1		電話番号
1階	住民福祉係	52-2300
		52-2301
	産業建設係	52-2302
	地籍調査室地籍調査係	52-3680

◆出張所

		電話番号
樫出張所	白浜町樫191番地の1	46-0052
安居出張所	白浜町安居313番地	53-0009
市鹿野出張所	白浜町市鹿野1100番地	54-0001

◆清掃センター

	電話番号
白浜町保呂749番地	45-3800

◆上下水道課

白浜町平956番地		電話番号
2階	業務係	45-2000
	工務係	

◆消防本部

白浜町2927番地の259		電話番号
2階	予防課予防係	43-1119
	消防総務課庶務係	43-6592
	警防課警防係	42-1119
白浜消防署	白浜町2927番地の259	43-0119
日置川消防署	白浜町日置2039番地の123	52-3061

◆日置川教育事務所

	電話番号
白浜町日置980番地の1	52-2660

◆住民交流センター

	電話番号
白浜町安宅461番地の1	52-2446

◆文化・教育関連施設

		電話番号
中央公民館	白浜町1130番地の9	42-2269
図書館	白浜町1335番地の13	43-2922
児童館	白浜町十九洲226番地の12	45-2117
阪田町営施設 管理事務所	白浜町29番地の3	43-0300

◆中央保健センター

白浜町1447番地 白浜はまゆう病院南館		電話番号
2階	住民保健課健康推進室健康増進係	43-0178
	住民保健課健康推進室母子保健係	
	住民保健課健康推進室こども家庭センター	



発行 白浜町
(令和 7 年 5 月)

〒 649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

TEL 0739-43-5555 / FAX 0739-43-5353

<https://www.town.shirahama.lg.jp>